

令和2年度 薬局と医療機関等との連携による薬局機能強化事業報告書

1. 背景

令和元年に公布された改正医薬品医療機器等法で導入される認定薬局においては、医療機関等との情報連携などのかかりつけ薬剤師・薬局の機能を発揮し、地域住民の薬物療法に貢献することが求められている。

昨年度のモデル事業において、高齢者の多剤・重複投与対策への取組みを実施し、医療機関と薬局が連携し、患者の服薬状況を共有することで、患者の医薬品の適正使用に繋がることを確認した。

一方、入退院時も含め薬局から医療機関に情報共有する方法が確立されておらず、また、多職種から薬剤師・薬局への情報共有に関しても同様に、その共有方法を検討する必要がある。

2. 目的

府内全域において地域で求められる認定薬局の整備を推進するために、薬局薬剤師が地域包括ケアシステムを担う一員として専門性を発揮できるよう研修を実施し、多職種や医療機関等との連携体制を構築すること目的とする。

3. 内容

認定薬局において求められる薬局と医療機関等との連携体制を構築し、地域において求められる認定薬局の整備を推進するため、これまでの事業成果を応用し、患者の多剤・重複投薬の問題の解消に向けた取組み及び調査を実施することとした。

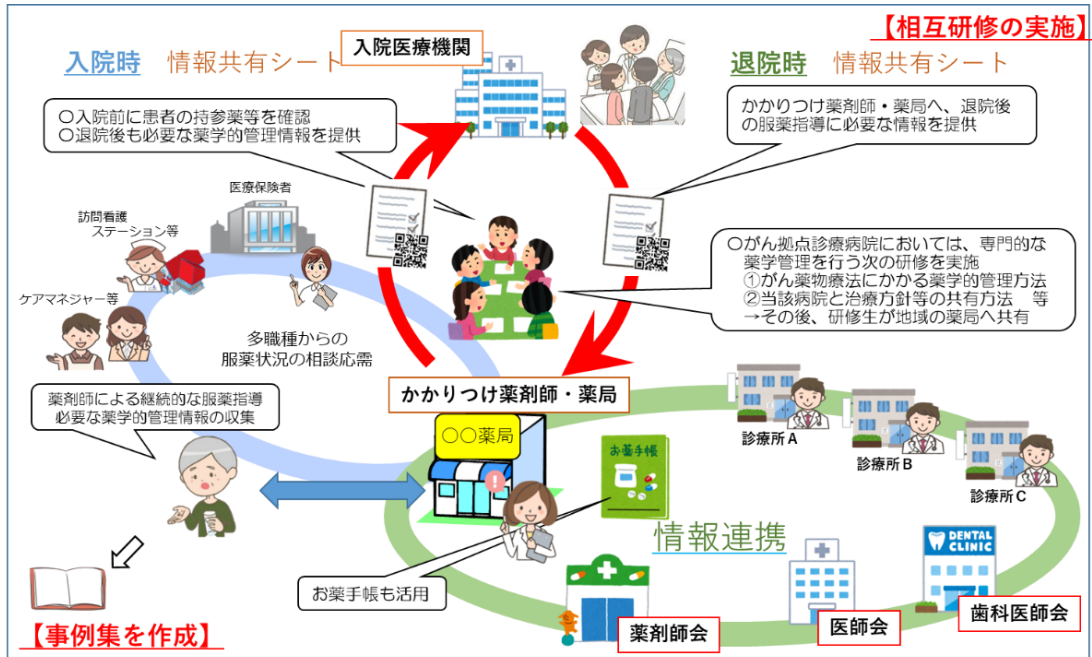
①府民への啓発等

- ・住民がかかりつけ薬剤師・薬局を持つことに関する啓発活動の実施

②地域連携薬局において求められる服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導及び医療機関等との連携を推進する取組み

- ・多職種から薬局への患者の服薬状況等に関する情報提供のあり方を検討
- ・入院時（計画入院の場合等）に薬局から医療機関に対し、持参薬を含めた患者の服薬状況を情報提供する方法を検討し、実施
- ・医療機関との取決め等に基づく、医療機関及び薬局からの双方向において必要な薬学的管理情報の提供項目の検討
- ・薬局から医療機関や多職種へ、退院後の服薬状況に関する情報を提供するための方法を検討し、実施

(イメージ図)



③専門医療機関連携薬局に求められるがん薬物療法を受けている患者に対する専門的な薬学的管理を行うための取組み

- ・がん診療拠点病院において、がん薬物療法にかかる薬学的管理等に関する研修を実施し、当該病院と薬局が治療方針等を共有できる体制を構築
- ・専門医療機関連携薬局には「地域のD I室」としての役割も求められると考えられるため、研修を実施

④医療機関等との連携に関する事例の検証と事例集の作成

- ・モデル地域での連携内容を取りまとめた事例集を作成
- ・上記の取組みについて、大学教授に評価を求めた。

4. 実施方法

本府で制定した実施要領に基づく事業を一般社団法人大阪府薬剤師会へ委託し、堺市及び岸和田市地域において、本事業を実施した。

【実施地域と協力機関】

1) 堺市におけるモデル事業

実施地域：堺市

協力機関：一般社団法人堺市医師会、一般社団法人堺市歯科医師会、一般社団法人堺市薬剤師会、堺市立総合医療センター、社会医療法人同仁会耳原総合病院、一般社団法人南大阪薬剤師教育協議会、堺市健康福祉局健康部保健所環境薬務課

2) 岸和田市におけるモデル事業

実施地域：岸和田市

協力機関：一般社団法人岸和田市医師会、一般社団法人岸和田市歯科医師会、一般社団法人岸和田市薬剤師会、市立岸和田市民病院、医療法人徳洲会岸和田徳洲会病院、岸和田市保健部健康保険課

【事業の進め方】

○本事業開始前の調査・検証

大阪府薬務課・堺市薬剤師会及び岸和田市薬剤師会において事業の進め方を検討調整し、各地区医師会・歯科医師会・市役所に事前に事業を説明し理解を得た上で、次の方法により、本事業を進めた。

○本事業の実施

①府民への啓発等（令和2年9月～令和3年2月）

1) ポスターを3種類作成し、会員薬局へ掲示

内容①：薬局薬剤師に相談することで、必要な時には多職種で連携を行い、多剤・重複投薬の問題を解消し、安心安全に治療しよう！

内容②：「ポリファーマシー」の事業を実施します！

内容③：かかりつけ薬剤師・薬局を持ちましょう！

マップ付き会員薬局一覧

2) 市役所と連携し、複数の医療機関を受診し、9剤以上服用している60-65歳の国民健康保険加入者にポリファーマシーの注意喚起の書面を郵送

3) 包括支援センターへポリファーマシーの相談薬局一覧表を郵送

②地域連携薬局において求められる服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導及び医療機関等との連携を推進する取組み（令和2年9月中旬～令和3年1月末）

1) 薬局薬剤師から医療機関へ処方内容について提案した事例

(ア) 処方箋の有無を問わず薬局に来局した患者の残薬や服薬状況などを確認する。

(イ) 残薬状況や処方箋に基づき、情報提供処理記録（トレーシングレポート）を処方医に送付する。

(ウ) 次の患者来局時に、おくすり手帳や患者からの聞き取りなどで、処方内容を確認する。

(エ) 多職種での情報共有が必要な場合は、多職種のための連絡票などを使用し情報共有を行う。

(オ) 継続的に患者へのフォローを実施する。

2) 薬局薬剤師から医療機関へ退院時服薬情報提供書に基づく患者フォローをした事例

(ア) 患者から「①退院時服薬情報提供書」と「②処方箋」を薬局で受け取る。

(イ) 薬局で、①と②の内容を把握し、患者の体調や服薬状況に応じ、患者フォローを実施する。

(ウ) 薬局から医療機関へ①をFAXにて送付

(エ) 薬局薬剤師の判断により、その後も継続的に患者へフォローを実施する。

(オ) 多職種で情報共有が必要な場合は、多職種のための連携票などを使用し情報共有を行う。

3) ポリファーマシー解消に向けて、薬局及び病院薬剤師で共通認識を持つための研修の実施

③専門医療機関連携薬局に求められるがん薬物療法を受けている患者に対する専門的な薬学的管理を行うための取組み（令和2年9月中旬～令和3年1月末）

1) 外来がん薬物療法に関する服薬情報提供書（トレーシングレポート）に基づく患者フォローをした事例

(ア) 医療機関より薬局に服薬情報提供書を送付（送付方法：患者持参）

(イ) 薬局薬剤師が、患者が服用している薬剤の副作用が出やすいタイミングで電話を

し、副作用の発現状況を聞き取る。

(ウ) 結果を薬局から医療機関へフィードバックする。

2) がん治療における薬局と医療機関との連携のための研修会の実施

④医療機関等との連携に関する事例の検証と事例集の作成（令和3年1月～2月末）

1) 各モデル地域での事例を検討し、好事例をまとめ事例集を作成

2) 上記の取組みについて、大学教授に意見を求める

5. 成果

①府民への啓発

1) 内容①：会員薬局へ掲示するためポスターを 300 枚作成し、薬剤師会会員薬局に配布した。

内容②：会員薬局へ掲示するためポスターを 750 枚作成し、医師会に 460 枚、歯科医師会 210 枚、薬剤師会会員及び介護関係者へ 80 枚配布した。

内容③：会員薬局へ掲示するためポスターを 1110 枚作成し、市役所 50 枚、医師会 400 枚（基幹病院へ医師会から配布）、歯科医師会 360 枚、社会福祉協議会 60 枚、地域包括支援センター50 枚、会員薬局へ 80 枚配布した。

⇒ポリファーマシー対策を推進するため、ポスター配布を会員薬局や医療機関に配布し、会員薬局や医療機関を通して患者に啓発した。

2) 市役所と連携し、複数医療機関を受診しており 9 剤以上服用している 60-65 歳の国民健康保険加入者に、ポリファーマシーに関する注意喚起の文面を 50 名に送付した。

⇒本事業を実施したことにより、薬局と市役所の国民健康保険課とのつながりが深まり、来年度以降も、薬局と市が連携することとなった。

3) 6 件の包括支援センターへポリファーマシーの相談薬局一覧表を郵送

⇒薬に関することで困っている介護サービス利用者に介護職（ケアマネジャー・看護師など）から薬局を紹介できるように、相談薬局一覧を送付した。

また、この取組みは今後も継続するため、介護職でも薬に困ったことがあれば、気軽に相談できる環境が重要であるため、本事業を通じてつながるきっかけができた。

⇒2) 及び 3) の取組みを通じての来局はなかったが、市や医療・介護関係者にポリファーマシーの問題を意識付けることができたこと、薬局が本事業のような取組を推進していることを周知できたことは重要であった。

②地域連携薬局において求められる服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導及び医療機関等との連携を推進する取組み（全会員薬局数：343 薬局）

1) 薬局薬剤師から医療機関へ処方内容について提案した事例：1210件

内、事例集に掲載：46 件

⇒患者が高齢の場合、複数の医療機関を受診していることが多く、本人も服用薬剤を把握できていない事例が多かった。特に。胃薬、下剤に重複が多かった。

⇒薬剤師がポリファーマシー解消に寄与したことにより、医薬品の適正使用につながった。

⇒薬薬連携が進んでいた地域ではあるが、改めて医師会や歯科医師会に本事業の説明をしたところ、医師等の理解が得られ、また連携方法も定まり、薬局からの処方提案もこれまで以上に円滑に進んだと考える。

2) 薬局から医療機関へ退院時服薬情報提供書に基づく患者フォローをした事例：52件
内、事例集に掲載：24件

⇒退院時情報提供書を提出した薬局以外の薬局に来局している患者もいるため、継続的なフォローが難しい患者もいた。

⇒入院中に減薬した患者または薬剤に変更のあった患者の不安を取り除くには、薬局薬剤師による継続的な患者フォローが重要である。

⇒薬局薬剤師の患者フォローにより、減薬や一包化など処方内容が変更され、患者の副作用が軽減された事例もあった。

3) ポリファーマシー解消に向けて、薬局及び病院薬剤師で共通認識を持つための研修の実施：5件、受講者のべ360人

⇒医療機関と薬局の双方で、病院と居宅での療養環境を服薬情報提供書により読み取ることが可能となり、退院後の患者の生活指導にも活用することで、その後のポリファーマシー解消に介入していくことができた。また、医療機関との連携が増えることで、双方の良好な関係づくりのきっかけにもなったと考える。

③専門医療機関連携薬局に求められるがん薬物療法を受けている患者に対する専門的な薬学的管理を行うための取組み

1) 外来がん薬物療法に関する服薬情報提供書（トレーシングレポート）に基づく患者フォローをした事例：280件

2) がん治療における薬局と医療機関との連携のための研修会の実施：5件、受講者368人

⇒がん薬物治療における患者への効果的なアプローチを実際の症例を基に研修したことで、普段の業務において介入に一步踏み出すきっかけとなったと考える。

また、安心安全な薬物治療を提供するには、継続的に患者の日常生活での様子をフォローすること、医療機関との薬局との連携にとどまらず、薬局間の連携も必要であることがわかった。

④医療機関等との連携に関する事例の検証と事例集の作成

1) 各モデル地域での連携内容を取りまとめた事例集を作成：70事例

2) 上記の取組みについて、大学に評価を求めた。

⇒大学教授（医師）に、上記事業について説明し、医師の目線からみても有益な事業でありポリファーマシー対策に繋がると評価を得た。

⑤事業後アンケート結果

全会員薬局数：343薬局 回答薬局数：148薬局

1) 本事業について有益である及び有益であると感じたが96%を超えている

有益であると感じた理由

「多剤・重複投与の対策につながる：76%」

「医薬品の適正使用につながるから：64%」

「相互作用や副作用等を回避できるから：54%」

「薬剤師としての責務と思うから：36%」

「医師等との意思疎通に役立つから：31%」

2) 有益でないと感じた理由

「患者からの信頼確保に役立つと思わないから：2%」

「医師等との意思疎通に役立つと思わないから：1%」

⇒本事業に対して、有益であると感じる理由として、薬剤に関することが上位を占めている一方、薬剤師としての責務だと感じている意見もあった。

6. 今後の課題及びその解決策

○退院後の服薬情報提供書を失くしてしまう患者もみられた。退院時には患者や家族は複数の書類を渡されるため、患者の服薬情報提供書に対する必要性の理解の向上や、患者負担の少ない薬局-医療機関の情報共有方法を、検討する必要がある。

○がん治療患者に対する服薬情報提供書についても、薬局から患者への服薬フォローのタイミングや、薬局から医療機関へのフォローの時期が難しいといった声があった。

これは、患者の服用薬剤により副作用の発現時期や重さなどが異なるため、服用薬剤により、薬局にて判断するしかないと考える。

薬局で判断するためには、薬剤師の資質の向上が必要なため、がん治療における基礎知識や連携に関する研修などが必要であると考え。

○がん化学療法での治療は、副作用が起こる可能性が高く、患者の状態を確認しながら薬剤の種類や投与量の調整が必要である。しかし、患者の病院への受診に一定の間隔が空くこともあり、患者自身が副作用の状態を医療機関に随時、正確に伝えられない場合もある。そこで、薬局が投薬後のフォローを実施することで、即時性の高い情報を医療機関と連携することができ、重篤な副作用を回避することに繋がる。また、患者も不安が解消され、安心して服用を続けることができるため服薬コンプライアンスの向上が期待される。

○ポリファーマシーについては、医師会・歯科医師会・薬剤師会だけでなく、行政や介護関係の医療従事者など市全体で取り組む必要がある。薬局は薬剤を通して多くの医療従事者と連携を取ることができるため、薬局が率先してポリファーマシーの問題に取り組む姿勢が必要である。そのためには、薬剤師1人1人のポリファーマシーに対する知識が必要であるため、大阪府としても研修などを通して薬剤師の資質の向上を求める。